

くまモン!Pay 利用規約

変更後	変更前
第2条 定義 (8) 「デジタル商品券決済」とは、デジタル商品券残高を利用し、専用の二次元コードを通して行われる決済方法をいいます。 (19) 「発行事業者」とは、デジタル商品券を発行する地方公共団体、商工団体その他の事業者であって、当行が本アプリを通じてその購入および利用の仲介を行う対象となるものをいいます。 (20) 「デジタル商品券」とは、発行事業者が発行し、当行が本アプリを通じてその購入および利用の仲介を行う電子的な商品券であって、当該発行事業者が指定する加盟店において対象商品等の代金の決済に利用できるものをいいます。 (21) 「デジタル商品券残高」とは、利用者がくまモン!Pay 残高を利用して購入したデジタル商品券に係る残高であって、くまモン!Pay アカウントにおいて保有され、発行事業者が指定する加盟店における対象商品等の代金の決済に利用できるものをいいます。	第2条 定義 (8) 「デジタル商品券決済」とは、本アプリでデジタル商品券を利用する決済方法をいいます。 (19) 新設 (20) 新設 (21) 新設
第5条 残高利用 くまモン!Pay 残高は、オープンループ決済、ハウス決済で、デジタル商品券残高はデジタル商品券決済で利用可能です。 (中略) (3) デジタル商品券決済での利用の条件 ① 利用者は、デジタル商品券残高を、当該デジタル商品券に係る発行事業者が指定した加盟店においてのみ、対象商品等の代金の決済に利用することができます。指定された加盟店以外では利用できません。 ② デジタル商品券残高が購入代金に満たない場合に限り、不足分をくまモン!Pay 残高から充当します。	第5条 残高利用 くまモン!Pay 残高は、オープンループ決済、ハウス決済での決済で利用可能です。 (中略) (3) 新設

変更後	変更前
③ 利用者は、デジタル商品券決済を、金券類その他の換金性の高い商品等をはじめとする当行所定の商品等の購入その他の支払いには利用できません。 ④ 前号に該当する決済が行われた場合、当行は、当該決済を取り消すことがあります。	
第6条 QR決済での利用対象外品目 QR決済では、以下に該当する物品・サービスの購入にはご利用いただけない場合があります。これらに該当する決済が行われた場合、当行は、当該決済を取り消すことがあります。 (1) 商品券、ギフトカード、プリペイドカード、収入印紙、郵便切手その他の金券類および前払式支払手段 (2) 現金、外貨、小切手、手形その他の支払手段、ならびに送金または資金移動に類する取引 (3) 暗号資産および電子マネー等へのチャージ (4) 有価証券、金融商品、出資、投資その他これらに類するもの (5) 金、プラチナその他の貴金属の地金および投資用金貨等 (6) 宝くじ、勝馬投票券その他の公営競技の投票券等 (7) 借入金の返済、債務の弁済その他これらに類する支払い (8) 税金および公共料金(当行が別途認めた場合を除きます。) (9) その他利用させることが不適当と当行が判断する商品等	新設
第7条 デジタル商品券 (1) 利用者は、くまモン!Pay 残高を用いて、本アプリ上でデジタル商品券を購入することができます。 (2) 利用者がデジタル商品券を購入する場合、当行は、購入代金に相当する額のくまモン!Pay 残高を購入時に減算・引き落とすものとし、当該引き落としをもって購入代金の支払いは完了したものとみなします。	新設

変更後	変更前
(3) 各デジタル商品券の購入単価、購入上限、プレミアムの有無および内容、有効期限、利用可能な加盟店その他の利用条件は、発行事業者が定めるところにより、購入画面に表示します。利用者は、購入に際して当該条件を確認するものとします。 (4) 当行および発行事業者は、失効したデジタル商品券残高に相当する払戻し・返金を行いません。 (5) デジタル商品券の購入後の取消し、デジタル商品券残高のくまモン!Pay 残高への交換(払戻し)、および現金その他への換金はできません。	
第 15 条 加盟店との紛議および返金 (中略) (4) 前項にかかる無効取り消し解除に伴う返金処理がデジタル商品券に対して行われた行う場合、対象となった金額は当該デジタル商品券残高に有効期限なら加算されます。超過していたら取り消し自体ができません。 デジタル商品券残高で決済した取引について、取引の無効・取消・解除等により返金処理が行われる場合、返金額は、くまモン!Pay 残高や現金ではなく、当該デジタル商品券残高に加算する方法により返金されます。ただし、当該加算の時点で当該デジタル商品券の有効期限を経過している場合、返金は行われません。 (5) デジタル商品券の発行、利用条件、加盟店の指定その他デジタル商品券の内容については発行事業者が責任を負うものとし、当行はその内容を保証せず、デジタル商品券に関して利用者と発行事業者または加盟店との間に生じた紛議について、当行の故意または重過失による場合を除き、責任を負いません。	第 15 条 加盟店との紛議および返金 (中略) (4) 新設 (5) 新設
第 27 条 長期間使用されないくまモン!Pay アカウントの退会 利用者が最後にくまモン!Pay 残高にチャージ、または利用者が最後にくまモン!Pay 残高を使用した翌月から起算して 48 カ月間利用がないくまモン!Pay ア	第 27 条 長期間使用されないくまモン!Pay アカウントの退会 利用者が最後にくまモン!Pay 残高にチャージ、または利用者が最後にくまモン!Pay 残高を使用した翌月から起算して 48 カ月間利用がないくまモン!Pay ア

変更後	変更前
カウントを、当行の裁量により強制退会させることができますものとし、この方法で退会した場合、利用者のくまモン!Pay 残高、デジタル商品券残高およびくまモン!Pay ポイントのすべては失効するものとし、当行は利用者に対して払戻し・返金を行いません。また本アプリに記録された利用履歴、その他一切の情報は消滅するものとし、	カウントを、当行の裁量により強制退会させることができますものとし、この方法で退会した場合、利用者のくまモン!Pay 残高、くまモン!Pay ポイントのすべては失効するものとし、当行は利用者に対して払戻し・返金を行いません。また本アプリに記録された利用履歴、その他一切の情報は消滅するものとし、

以上